

令和 6年 3月 15日 制定

株式会社C | 東海

子育てエコホーム支援事業に係る発行受付書交付要領

(趣 旨)

第1条 この「子育てエコホーム支援事業に係る発行受付書交付要領（以下「要領」という。）」は、株式会社C I 東海（以下「当機関」という。）が、子育てエコホーム支援事業（以下「支援事業」という。）に係る補助金の交付申請に先立ち、任意に行うことができる交付申請の予約に必要な「【新築】ZEH 省エネ性能等を証明する書類 発行受付書」（別記様式2号。以下「発行受付書」という。）の交付について、必要な事項を定めるものである。

(交付を行う時間及び休日)

第2条 発行受付書の交付を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前9時00分から午後6時00分までとする。

2 前項の休日は、次に掲げる日とする。

(1) 日曜日並びに土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月30日から翌年の1月5日までの日（(2)に掲げる日を除く。）

(4) 夏期休日（8月11日から17日までの間で、C I 東海があらかじめ広告した日）

3 前2項の規定にかかわらず、緊急を要する場合又は当機関が必要と判断する場合は、これらの規定によらないことができる。

(事務所の所在地及び業務区域)

第3条 事務所の所在地は 次のとおりとする。

(1) 本社は、愛知県名古屋市中区金山一丁目12-14（金山総合ビル4階）とする。

(2) 岡崎事務所は、愛知県岡崎市羽根北町二丁目1番1とする。

(3) 四日市事務所は、三重県四日市市市鵜の森1-3-15 リックスビル1階とする。

2 業務区域は、愛知県、三重県の全域及び岐阜県、静岡県各都市計画区域内とする。

(発行受付書の交付対象となる業務等)

第4条 当機関は、支援事業に係る補助金の交付申請において、次に掲げる業務（以下「対象業務」という。）を引き受けた場合は、依頼に応じて、交付申請の予約に必要な発行受付書を交付することができる。

(1) 建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）評価業務 BELS 評価書（ZEH マーク又は ZEH-M マークが表記されたもの。ただし、「一次エネルギー消費量計算結果（住宅版）」を追加提出できる場合は、この限りでない。）

(2) 住宅性能評価業務 設計住宅性能評価書（断熱性能等級5かつ一次エネルギー消費量等級6を満たすもの）

(3) 適合証明業務 フラット35S 設計検査に関する通知書及び設計検査申請書（すべての面）（フラット35S（金利Aプラン）の省エネルギー性に適合しているもの又はフラット35S（ZEH）に適合しているもの。）

(発行受付書の交付依頼)

第5条 発行受付書の交付を依頼しようとする者(以下「依頼者」という。)は、支援事業に係る事業者登録を行った補助事業者とし、当機関に対し、「【新築】ZEH省エネ性能等を証明する書類 発行受付書交付依頼書(別記様式1号。以下「発行受付書交付依頼書」という。)」を提出するものとする。

(発行受付書の交付)

第6条 当機関は、第4条に掲げる対象業務の申請に係る住宅の所在地が第3条第2項の業務区域内であり、当該申請の引受承諾書を交付したときに、前条に定める発行受付書交付依頼書が併せて提出された場合は、発行受付書を交付するものとする。

2 前項の発行受付書には、依頼者の氏名及び住宅の所在地等のほかに、交付年月日及び交付番号を記載するものとする。

(交付手数料)

第7条 発行受付書の交付に係る手数料(以下「手数料」という。)は、一戸建ての住宅又は共同住宅等の種別にかかわらず、1住戸につき2,000円。(税込価格)とする。

2 依頼者は、手数料を現金により納入するものとする。ただし、銀行振込により納付したことが確認できる場合はこの限りでない。

3 前項の振り込みに要する費用は依頼者の負担とする。

4 第2項の規定にかかわらず、「確認申請手数料等の一括支払いに関する協定書」を締結する方法によることができる。

(帳簿の作成及び保存方法)

第8条 当機関は、次の(1)から(8)までに掲げる事項を記載した、支援事業に係る発行受付書交付管理帳簿(以下「帳簿」という。)を作成して事務所に備え付け、施錠のできる室又はロッカー等において、個人情報及び秘密情報が漏れることがなく、かつ発行受付書の交付業務以外の目的で複製、利用等がされない確実な方法で保存するものとする。

(1) 依頼者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地

(2) 対象となる住宅の名称

(3) 対象となる住宅の所在地

(4) 対象となる住宅の建て方

(5) 対象業務の名称

(6) 交付事務所名

(7) 対象業務の受付日

(8) 対象業務の受付番号

2 前項の保存は、帳簿を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクを保存する方法にて行うことができる。

(帳簿及び書類の保存期間)

第9条 帳簿及び書類の保存期間は、次の各号に掲げる文書の区分に応じ、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。

(1) 前条第1項の帳簿 支援事業に係る申請期間が終了した年度から5年間

(2) 発行受付書交付願 対象業務に係るそれぞれの業務規程に定める期間とし、当該対象業務の申請図書に綴り込んで保存するものとする。

(付則)

この発行業務要領は、令和6年3月15日より施行する。

【新築】ZEH省エネ性能等を証明する書類 発行受付書交付依頼書

年 月 日

株式会社 CI 東海
代表取締役 坂崎 日支夫 殿

依頼者の住所又は
主たる事務所の所在地
依頼者の氏名又は名称

下記の住宅について、子育てエコホーム支援事業に係る申請の予約をしたいので、発行受付書を交付してください。

記

1. 所在地（地名地番）
2. 名 称
3. 建て方 一戸建ての住宅 共同住宅等（対象住戸数 戸）
4. 証明する書類
 - BELS評価書（ZEHマーク又はZEH-Mマークが表記されたもの）
 - ※ 本事業の要件への適合が確認できる「一次エネルギー消費量計算結果（住宅版）」を追加提出できる場合、ZEHマークの記載のないBELS評価書も認めます。
 - 設計住宅性能評価書（断熱等級5かつ一次エネルギー消費性能6の性能を有するもの）
 - フラット 35S 設計検査に関する通知書 および 設計検査申請書（すべての面）
 - ※ フラット 35S（金利Aプラン）の省エネルギー性に適合しているもの又はフラット 35S（ZEH）に適合しているもの。

※受付欄	※手数料欄	※決裁欄
年 月 日		
第 号		
受理者氏名		

【子育てエコホーム支援事業事務局提出書類】

様

【新築】ZEH省エネ性能等を証明する書類 発行受付書

<登録住宅性能評価機関の情報>

株式会社C I 東海 印

名古屋市中区金山 1 丁目 12-14

金山総合ビル 4F

以下のおとり、ZEH レベルの省エネ性能等を証明する書類（以下、「証明書」という）の発行依頼を受付したことを証します。

依頼者名			
住宅の所在地			
受付日		発行期日（予定）	
発行依頼された証明書の種類	<input type="checkbox"/> ①BELS 評価書（ZEH マークまたは ZEH-M マークが表記されたもの） <input type="checkbox"/> ②設計住宅性能評価書又は建設住宅性能評価書 （断熱等性能等級 5 かつ 一次エネルギー消費量等級 6 の性能を有するもの） <input type="checkbox"/> ③フラット 35S 設計検査に関する通知書 および 設計検査申請書（すべての面） （フラット 35S（金利 A プラン）の省エネルギー性に適合しているもの又は フラット 35S（ZEH）に適合しているもの）		

※ 本書式は、交付申請の予約を行う場合で上記証明書等が未発行の場合にご利用いただけます。

※ 工事着工後に交付申請の予約が可能となるため、「認定長期優良住宅」、「認定低炭素住宅」又は「性能向上計画認定住宅」の場合は、本発行受付書ではなく、発行済みの長期使用構造等の確認書又はそれぞれの技術的審査の適合証等をご提出ください。

年 月 日
交付番号 第 号